

2022年12月14日  
NHK広報局

## 受信契約案内のポスティング文書に対する行政指導について

NHKが、過去にポスティング事業者等に委託して投函した受信契約の案内文書のうち、お客様に返送していただく期日を記載しているものについて、郵便法上の「信書」にあたるとして、本日、総務省から行政指導を受けました。

NHKでは、受信料の公平負担の徹底に向けて、契約が確認できない家屋に対し、2015年から外部の事業者等に委託して受信契約の案内文書のポスティングを行ってきました。このうち、お客様に受信契約書を返送していただく期日を記載した案内文書約2,070万通(2015年度～昨年度までの6年あまり)について、総務省から「信書」にあたり、郵便法に違反するとして行政指導を受けました。

受信契約の案内文書のポスティングにあたっては、総務省のガイドラインに基づいて、法律的な観点からも慎重に検討を進めてきましたが、今回、行政指導を受けたことを重く受け止めています。

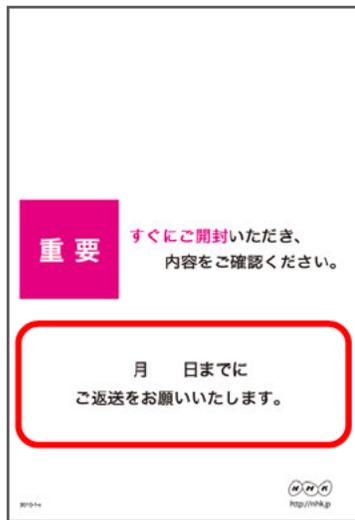
今年度は返送期日を記載した案内文書の投函は行っていませんが、現在、それ以外の案内文書のポスティングも停止し、内容を見直しています。今後は、日本郵便の「特別あて所配達郵便」の制度などを適切に活用し、引き続き受信料の公平負担に取り組んでまいります。再発防止に向けてチェック体制を見直し、適正な業務体制を構築するとともに、ガバナンスの強化に一層努めてまいります。

### 〔NHKコメント〕

総務省から行政指導を受けたことは誠に遺憾です。関係者のみなさま、視聴者のみなさまに深くお詫びいたします。今回の事態を重く受け止め、再発防止を徹底するとともに適正な業務体制を構築し、ガバナンスの強化に一層努めてまいります。

# 受信契約の案内文書

## 返送期日あり(例)

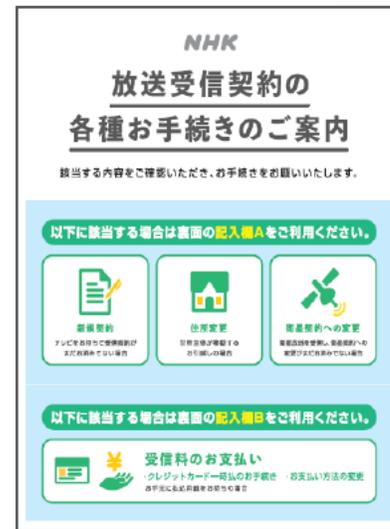


先日NHKよりお届けしたダイレクトメールは  
ご確認くださいませでしょうか?  
お早めに放送受信契約のお手続きを  
いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**返送期日: 2月4日必着**

※行き違いにより、すでにお届けをいただいている場合や、テレビ等の受信機を設置  
されていない場合には、ご返送等必要ございませんので、なにとぞご容赦ください。

## 返送期日なし(例)



「信書」に該当すると総務省が判断\*

\*返送期日の有無など、総務省が信書にあたるか総合的に判断

ポ  
ス  
テ  
ィ  
ン  
グ

特  
別  
あ  
て  
所  
配  
達  
郵  
便



**NHK** **重要** 返送期限: 12月17日

郵便物のため、返送期日の記載も可能